

解体工事業登録通知書

建振第96-120号

令和5年1月13日

(株)ダイトク
星山 健 様

大阪府知事

吉村 洋文



令和4年12月14日 付けで申請のあった解体工事業に係る登録の申請については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条第1項の規定により、次のとおり登録したので、同条第2項の規定により通知します。

登録番号 大阪府知事（登解-4）第433号

登録の有効期間 令和5年2月26日から令和10年2月25日まで

注) 登録の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和10年1月26日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）